第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

平成17年9月30日(金曜日)

議事日程

平成17年9月30日 午前9時50分開会

- 日程第 1 議案第87号の質疑に対する答弁について
- 日程第 2 議案第78号 平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について(旧町分)
- 日程第 3 議案第79号 平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について(新町分)
- 日程第 4 議案第80号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について (旧大山町分)
- 日程第 5 議案第81号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について (旧中山町分)
- 日程第 6 議案第82号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について (新町分)
- 日程第 7 議案第84号 大山町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する 条例について
- 日程第 8 議案第85号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 日程第 9 議案第86号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第88号 平成17年度大山町開拓専用水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第11 議案第90号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第93号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第95号 平成17年度大山町索道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 発議案第19号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第 1 5 陳情第 13 号 小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出について の陳情
- 日程第16 陳情第15号 日本国憲法第9条の遵守と米軍駐留経費並びに防衛費削減による地方公共団体の財政改善を要求する意見書提出についての陳 情
- 日程第17 陳情第16号 「国民保護法」「米軍行動円滑化法」など所謂有事関連7法に 関わって、自治体の意向尊重と「思想・信条の自由」の保障、 非核三原則の反映を要求する意見書提出についての陳情

- 日程第18 陳情第14号 建築設備工事を県内設備工事業者に分離発注するよう求める 陳情
- 日程第19 陳情第18号 豊房向原水路取水施設の改修についての陳情
- 日程第20 陳情第20号 大山における迷惑な営業行為の防止についての陳情
- 日程第21 議員派遣について
- 日程第22 閉会中の継続審査について(教育民生常任委員会 陳情第19号・小学校統合)
- 日程第23 閉会中の継続審査について(経済建設常任委員会 陳情第17号)
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第87号の質疑に対する答弁について
- 日程第 2 議案第78号 平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について(旧町分)
- 日程第 3 議案第79号 平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について(新町分)
- 日程第 4 議案第80号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について (旧大山町分)
- 日程第 5 議案第81号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について (旧中山町分)
- 日程第 6 議案第82号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について (新町分)
- 日程第 7 議案第84号 大山町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する 条例について
- 日程第 8 議案第85号 大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につ いて
- 日程第 9 議案第86号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第88号 平成17年度大山町開拓専用水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第11 議案第90号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第93号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第95号 平成17年度大山町索道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 発議案第19号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第 1 5 陳情第 13 号 小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出について の陳情
- 日程第16 陳情第15号 日本国憲法第9条の遵守と米軍駐留経費並びに防衛費削減による地方公共団体の財政改善を要求する意見書提出についての陳 情

- 日程第17 陳情第16号 「国民保護法」「米軍行動円滑化法」など所謂有事関連7法に 関わって、自治体の意向尊重と「思想・信条の自由」の保障、 非核三原則の反映を要求する意見書提出についての陳情
- 日程第18 陳情第14号 建築設備工事を県内設備工事業者に分離発注するよう求める 陳情
- 日程第19 陳情第18号 豊房向原水路取水施設の改修についての陳情
- 日程第20 陳情第20号 大山における迷惑な営業行為の防止についての陳情
- 日程第21 議員派遣について
- 日程第22 閉会中の継続審査について(教育民生常任委員会 陳情第19号・小学校統合)
- 日程第23 閉会中の継続審査について(経済建設常任委員会 陳情第17号)
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(21名)

1番	近	藤	大	介			2番	西	尾	寿	博
----	---	---	---	---	--	--	----	---	---	---	---

- 3番 吉 原 美智恵 4番 遠 藤 幸 子
- 5番 敦 賀 亀 義 6番 森 田 増 範
- 7番 川 島 正 寿 8番 岩 井 美保子
- 9番 秋 田 美喜雄 10番 尾 古 博 文
- 11番 諸 遊 壌 司 12番 足 立 敏 雄
- 13番 小 原 力 三 14番 岡 田 聰
- 15番 二 宮 淳 一 16番 椎 木 学
- 17番野口俊明 18番沢田正己
- 19番 荒 松 廣 志 20番 西 山 富三郎
- 2 1 番 鹿 島 功

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

中山支所長 ………河 崎 博 光 総務課長 …………諸 遊 雅 照

人権推進課長 ………近 藤 照 秋 企画情報課長 ………後 藤 透

住民生活課長 …	······福	田	勝	清	福祉保健課長	松	岡	久美	き子
産業振興課長 …	·····渡	辺		収	地域整備課長	押	村	彰	文
税務課長	坂	田		修	学校教育課長	高	見	晴	美
社会教育課長 …	······麹	谷	昭	久	水道課長 …	٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠١/١	西	正	記
農業委員会事務局	長…高	見	公	治	会計課長 …	金	平	隆	哉

____.

午前9時50分開会

開議宣告

○議長(鹿島 功君) みなさんおはようございます。いよいよ定例議会本日が最終日となりました。傍聴の皆さんには、大変定刻時間より大幅に遅れましたことをまずもって、お詫びしたいと思います。大変重要な案件がありましたものですから、ちょっと時間を割きました。申しわけございませんでした。

それでは、ただいまの出席議員は21人です。開会いたしたいと思います。定足数に達しております。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

____.

日程第1 議案第87号に対する質疑

- ○議長(鹿島 功君) 日程第1、議案第87号の質疑に対する答弁について、町長から、 議案第87号 一般会計補正予算(第2号)についての野口議員と荒松議員の質疑に対す る答弁をしたいとの申し出がございました。これを許します。町長。
- **〇町長(山口 隆之君)** 先般ご質疑をいただきました件につきまして、この場を借りて答弁させていただきたいと思います。担当課長のほうから答弁をいたしますので、よろしくお願い申しあげます。
- 〇議長(鹿島 功君) 税務課長。
- **○税務課長(坂田 修君)** 9月20日の本会議におきまして、野口議員さんからご質問いただきました件につきまして答弁させていただきます。

ご質問の内容でございますが、軽自動車税の納期限が4月末であるのに、5月9日の領収日で、領収書が本人に送付された理由はどうしてであるかということでございました。これにつきまして、軽自動車税の納期は通常4月の末としておりますが、本年4月の末は土日連休が続き、金融機関も休みになるということで、5月2日を納入期限とさせていただきました。従いまして口座落し分は、5月2日に金融機関が落し、その後また連休が続き、町の会計課で収納けし込みができたのが5月9日でありました。納税者に送付される納付済通知書に記載してあります納付済の年月日は、会計課で収納けし込みができた日であり、いわゆる収納が確認できた日を領収日とさせていただいておりますので、5月9日の領収日となったということでございます。以上でございます。

次に、荒松議員さんのご質問で、嘱託徴収員の実績はということでございますが、これ

について答弁させていただきます。

旧中山町は、17年4月から本年9月15日まで、現年度過年度分合計314件、685万5,000円の徴収を行っています。また旧名和町は、16年8月から本年9月15日まで現年度過年度分合計908件1,774万1,000円の徴収をおこなっております。旧大山町は15年9月から本年9月15日まで現年度過年度分合計993件3,465万2,000円の徴収を行っています。

以上3町分を合計いたしますと、処理件数2,215件、徴収額5,924万8,00 0円となっております。以上でございます。

日程第2 議案第78号から日程第6 議案第82号まで

○議長(鹿島 功君) 日程第2、議案第78号 平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について(旧町分)から、日程第6、議案第82号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について(新町分)までを議題にします。企業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。企業会計決算審査特別委員長 小原力三君。

○企業会計決算審査特別委員長(小原 カ三君) おはようございます。企業会計決算審査特別委員会審査報告書ということで、本委員会に付託されましたものを報告いたします。本委員会に付託されました企業会計の決算認定議案、計5議案を9月20日に議員18名の出席のもと慎重に審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

第1、議案第78号 平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について、旧町分でございます、担当課長より索道事業の概況や決算内容の概要について説明を受け、その後各委員からの質疑を行いました。大変活発な質疑の中、索道事業の現状等についても理解が進み、繰越欠損金が5億9,000万円弱あり楽観はできないまでも、借入金の償還も終了し、16年度も3年連続の黒字決算となったということで、今後の更なる経営努力を期待して、本件については認定すべきものと全会一致で決しました。

第2、議案第79号 平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について、新町分でございます。合併に伴う4日分の決算であり、収入支出ともほとんど動いておらず、適切に処理されているものとして認定すべきものと全会一致で決しました。

第3、議案第80号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について、旧大山町分でございます。本会議でも質疑が続出しましたが、委員会においても水道料の滞納を中心に審議しました。その結果、滞納期間に基づき段階的に警告をし、特に悪質なものに対しては、毅然とした態度で給水停止も行うこととした付帯意見を付けて、認定すべきものと決定しました。

次に第4、議案第81号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について、旧中山町分でございます。経営状況も良好であり、認定すべきものと決定しました。

第5、議案第82号 平成16年度大山町水道事業会計決算の認定について、新町分でございます。議案第80号と同様の付帯意見を付けて、認定すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長(鹿島 功君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから議案第78号、平成16年度大山町索道事業会計決算の認定について(旧町分)の討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第78 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長の報告の とおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第78号は、認定することに決定しました。

〇議長(鹿島 功君) これから議案第79号、平成16年度大山町索道事業会計決算の 認定について (新町分)の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第79 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告の とおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第79号は、認定することに決定しました。

_____.

○議長(鹿島 功君) これから議案第80号、平成16年度大山町水道事業会計決算の 認定について(旧大山町分)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第80 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告の とおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

〇議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第80号は認定することに決定

しました。

____.

○議長(鹿島 功君) これから議案第81号、平成16年度大山町水道事業会計決算の 認定について(旧中山町分)の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第81 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告の とおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第81号は、認定することに決定しました。

____.

○議長(鹿島 功君) これから議案第82号 平成16年度大山町水道事業会計決算の 認定について(新町分)の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第82 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告の とおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第82号は、認定することに決定しました。

____.

日程第7 議案第84号

○議長(鹿島 功君) 日程第7、議案第84号、大山町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第84号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決 されました。

_____·__·

日程第8 議案第85号

○議長(鹿島 功君) 日程第8、議案第85号、大山町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第85号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決 されました。

_____.

日程第9 議案第86号

○議長(鹿島 功君) 日程第9、議案第86号、町道路線の認定について討論を行いま す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第86 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第86号は、原案のとおり可決 されました。

日程第10 議案第88号

○議長(鹿島 功君) 日程第10、議案第88号、平成17年度大山町開拓専用水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第88 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決 されました。

____.

日程第11 議案第 90号

○議長(鹿島 功君) 日程第11、議案第90号、平成17年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第90号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

〇議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決

____.

日程第12 議案第 93号

〇議長(鹿島 功君) 日程第12、議案第 93号 平成17年度大山町風力発電事業 特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第93 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決 されました。

____.

日程第13 議案第95号

○議長(鹿島 功君) 日程第13、議案第95号 平成17年度大山町索道事業会計補 正予算(第1号)の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第95 号を採決します。本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決 されました。

_____.

日程第14 発議案第19号

- ○議長(鹿島 功君) 日程第14、発議案第19号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。提出者、荒松廣志君。
- ○議員(19番 荒松 廣志君) ただいま議題となりました発議案第19号、地方行政 調査特別委員会の設置について提案理由の説明をいたします。

本特別委員会の設置は、閉会中に先進地行政調査を行うことを目的として設置するものであります。名称は、地方行政調査特別委員会とし、設置の根拠は、地方自治第110条 及び委員会条例第6条でございます。

調査事件は、新多目的交通システムの調査に関すること、及びトータルケアの調査に関することであります。調査地は、福島県尾高町西会津町であります。調査期間は、平成17年11月9日から、11月11日までであります。経費は予算の範囲内であります。委員の定数は全員の21人であります。皆さんのご賛同を願い、提案理由の説明をおわります。

○議長(鹿島 功君) これから発議案第19号について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、発議案第19号は、原案のとおり可 決されました。

____.

日程第15 陳情第13号から日程第17陳情第16号

○議長(鹿島 功君) 日程第15、陳情第13号 小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出についての陳情から、日程第17、陳情第16号 「国民保護法」「米軍行動円滑化法」など、いわゆる有事関連7法に関わって、自治体の意向尊重と「思想・信条の自由」の保障、非核三原則の反映を要求する意見書提出についての陳情まで、計3件を一括議題とします。審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。総務常任委員長。

〇総務常任委員長(沢田 正己君) 陳情報告書、ただいま議題になりました陳情3件について、順次審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成17年9月21日、審査人数は7名です。

まず、陳情第13号は、小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出についての 陳情でございます。

A級戦犯合祀問題、憲法の政教分離、参拝に反対する内外世論などを理由に、小泉首相の靖国神社参拝の中止を求める意見書を提出して欲しいという内容です。

主な意見は、A級戦犯が含まれているから話が難しくなるが、戦没者をまつって、参拝するというのはどこの国もあること。自国の問題に他国から干渉されたくないという意見が多く、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第15号は、日本国憲法第9条の遵守と米軍駐留経費ならびに防衛費削減に よる地方公共団体の財政改善を要求する意見書提出についての陳情です。

毎年、同じような内容で陳情が出されております。

主な意見は、憲法9条を守るために、日米安保条約により、米軍に守ってもらっている。 陳情はあまりに理想的過ぎて、現実的でないという意見が多く、全会一致で不採択すべき ものと決定しました。

次に、陳情第16号は、「国民保護法」「米軍行動円滑化法」など、いわゆる有事関連7

法に関わって、自治体の意向尊重と「思想・信条の自由」の保障、非核三原則の反映を要求 する意見書提出についての陳情で、昨年もまったく同じ内容の陳情がきております。

主な意見は、武力攻撃事態に対処するためには、国民の権利と自由がある程度の制限が されるのは、やむをえないというものや、教育機関は、戦争を是とする教育を行うべきで ないと言うように、解釈が極端に歪曲したものだとの理由で、協議の結果、全会一致で不 採択とすべきものと決定しました。

皆様のご賛同をお願いし、審査結果の報告を終ります。

○議長(鹿島 功君) これから陳情第 13号、小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意 見書提出の陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 13 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。この陳情を採択することに賛成の 方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立小数です。したがって、陳情第13号は、不採択とすることに決定しました。

______.

○議長(鹿島 功君) 次に、陳情第15号 日本国憲法第9条の遵守と米軍駐留経費並びに防衛費削減による地方公共団体の財政改善を要求する意見書提出についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第15 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択すること に賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立小数です。したがって、陳情第15号は、不採択とすること に決定しました。

____.

○議長(鹿島 功君) これから陳情第16号「国民保護法」「米軍行動円滑化法」など、 所謂有事関連 7 法に関わって、自治体の意向尊重と「思想・信条の自由」の保障、非核三 原則の反映を要求する意見書提出についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第16 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択すること に賛成の方は、起立願います。

[賛成者なし]

○議長(鹿島 功君) 起立ありません。したがって、陳情第16号は、不採択とすることに決定しました。

_____.

日程第18 陳情第14号から日程第20 陳情第20号まで

○議長(鹿島 功君) 日程第18、陳情第14号 建築設備工事を県内設備工事業者に 分離発注するよう求める陳情から、日程第20、陳情第20号 大山における迷惑な営業 行為の防止についての陳情まで計3件を議題とします。委員長の審査結果の報告を求めま す。経済建設常任委員長。

〇経済建設常任委員長(小原 力三君) ただいま上程になりました陳情3件について、 審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成17年9月21日、審査人員は経済建 設常任委員会7名です。

まず陳情第14号は、建築設備工事を県内設備工事業者に分離発注するよう求める 陳情でございます。毎年、同一内容の陳情が提出されており、主な意見は、願意は分 かるが、分離発注は割高になるので、すべての工事について分離発注することはでき ないとして、趣旨採択すべきものという結論を出すことにいたしました。

次に、陳情第18号は豊房向原水路取水施設の改修についての陳情であります。

陳情内容は、水田及び生活用水に利用している水路の取水せきが大雨により流出し、 現在は川上の部落の余り水が流れている川からの取水のため、支障をきたしているの で、改修工事をしてもらいたいとの陳情であります。

現地調査もいたしました。私、現場はよく知っております。川に石が積んであって、水を取っておられますが、大きな雨が降れば積んだ石が全部流されてしまう。崩されてはまた、積み上げることを何十年も続けられております。受益者戸数も少なく大変苦労されておられます。

聞けば、新農業水利システム保存対策事業として、新しい事業ができたそうでござ

います。水路補修ができる工事ということで、ぜひこの事業を受けられますよう、全 会一致で採択することに決しました。

次に、陳情第20号は、大山における迷惑な営業行為の防止についての陳情です。

内容は、スキーシーズンに、強引な客引き行為が行われており、スキー客からの苦情が多くだされているので、それを防止するための、町の条例を作って欲しいというものです。

主な意見は、条例は作るとしても、大山に限った迷惑行為ではなく、町内に渡るすべての迷惑行為、たとえばタバコのポイ捨て、犬の糞の苦情などまで含めた方向で行うべきでないかという意見が多く出ました。そこでこの陳情は趣旨採択すべきものと決しました。

以上で、経済建設常任委員会に付託されました審査報告といたします。

- ○議長(鹿島 功君) 陳情第14号、建築設備工事を県内設備工事業者に分離発注する よう求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。1番、近藤議員。
- ○議員(1番 近藤 大介君) この案件について質問させていただきます。

ただいまの委員長の報告では、この件を趣旨採択するということに関してですね、趣旨は理解できるけれども、分離発注すると割高になるということが採択にいたらなかったという理由だというふうに理解いたしましたが、確かに分離発注する場合、割高になるのかもしれませんけれど、割高になるというのは、下請けをする建築設備工事業者の適正規模な、適正な利潤が損なわれている可能性というのも充分考えられるわけでして、そういった部分を考えると、県内の事業所の経営の安定ですとか、雇用の確保、活性化という意味では、可能な限り分離発注をするということを勧めてもいいのではないかと思いますけれど、そのへんについての議論はどうだったでしょうか。

- **〇議長(鹿島 功君)** 経済建設常任委員長。
- ○経済建設常任委員長(小原 カ三君) 今、分離発注しても地域の企業を守ったらいいのじゃないかという発言でございます。その点はよく分かりますけれど、やはり仕事というものはチームワークでございます。やはりそういう元請け、下請けの関係の中でやっぱり安全を第一とした工事を着実にして頂きたいというのが、我々のモットーでございます。その中で分離発注をすれば、なかなか他業者との横のつながり、縦のつながり、斜めのつながりというものが出来てこないじゃないかということが言われます。

そこで、一番議員さんの近藤議員さんが言われるのはよく分かりますけれど、そういう 経費も高くなりますし、分離発注すれば経費も高くなりますし、安全面から工事の安全面、 チームワークの面からもこれはちょっと趣旨採択でいいじゃないかということで決しまし た。以上でございます。

〇議長(鹿島 功君) 1番議員さん、いいですね。他にありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- O議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第14号を採決します。
- **〇議長(鹿島 功君)** この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のと おり趣旨採択することに決定しました。

____.

○議長(鹿島 功君) これから陳情第18号、豊房向原水路取水施設の改修についての 陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第 18 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立〕

〇議長(鹿島 功君) 起立多数です。

したがって、陳情第18号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

____.

○議長(鹿島 功君) 次に、陳情第20号、大山における迷惑な営業行為の防止についての陳情の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第20 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、陳情第20号は、委員長の報告のと おり趣旨採択することに決定しました。

_____.

日程第21 議員派遣について

○議長(鹿島 功君) 日程第21、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、議員の派遣をした いと思います。

お諮りします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しま した。

____.

日程第22 教育民生常任委員会からの継続審査の件について

○議長(鹿島 功君) 日程第22、閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、陳情第 19号、最低保障年金制度の創設に関する陳情についてと、小学校統合について会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました申し出書の通り、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定しました

日程第23 経済建設常任委員会からの継続審査の件について

〇議長(鹿島 功君) 日程第23、閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、陳情第17号 町道認定と拡幅改良整備についての陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書の通り、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定しました

____.

日程第24 議会運営委員会からの継続調査の件について

○議長(鹿島 功君) 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題 とします。

議会運営委員長から、所管の調査事項について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書の通り、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(鹿島 功君) 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

- ○議長(鹿島 功君) これで本日の日程は、全部終了しました。これで会議を閉じます。 平成17年第6回大山町議会定例会を閉会します。
- ○局長(小谷 正寿君) 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 10 時 30 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議長

署名議員

署名議員